

石川県能登地方を震源とする地震への支援策

厚生労働省ホームページ →



令和6年能登半島地震の影響により被害が発生していることを踏まえ、
特別相談窓口を設置し、労働相談に対応しています。

特別労働相談窓口

開設場所：福井労働局 雇用環境・均等室 電話：0776-22-3363

解雇や休業等に関する労働相談全般

学生等震災特別相談窓口

開設場所：福井新卒応援ハローワーク 電話：0776-52-8170

ハローワーク三国 電話：0776-81-3262

- ① 就職内定の取消しや入職時期の繰り下げ、就職活動に影響を受ける学生に対する相談
- ② 地震の影響により広報・採用選考活動に支障が生じている事業主に対する相談
- ③ ①及び②の学生等が在籍する学校等の進路指導担当教職員に対する相談

雇用・労働について、被災者の皆様への支援・特例措置を講じております。

●事業主の皆さまへ

雇用調整助成金の特例措置

問合せ先：福井労働局助成金センター

令和6年能登半島地震の災害に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業等を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成します。助成対象期間は1年間です。特例措置、支給要件等の詳細はこちらを参照してください。

【主な特例措置】

- ① 助成率の引上げ 大企業：1/2 → 2/3 中小企業：2/3 → 4/5
- ② 支給日数の延長 1年間で100日 → 1年間で300日
- ③ 生産指標要件の確認期間 3か月 → 1か月
- ④ 残業相殺、雇用量要件及びクーリング要件の撤廃
- ⑤ 雇用保険被保険者期間6か月未満の労働者についても助成対象とする
- ⑥ 計画届の事後提出を可能とする



雇用保険の特例措置

問合せ先：住所を管轄するハローワーク

令和6年能登半島地震に伴う災害により事業所が休止・廃止したため休業を余儀なくされ、労働者に賃金（休業手当を含む）を支払うことができない場合、実際に離職していなくても、又は再雇用を約した一時的な離職の場合であっても、労働者の方が失業給付（雇用保険の基本手当）を受給することができます。



労働保険料等の納付

問合せ先：福井労働局労働保険徴収室、所轄の労働基準監督署

災害の発生に伴い、相当の損害を受けたため、納付期限内の労働保険料等の納付が困難になった場合は、納付の猶予を受けることができます。

人材開発支援助成金の特例措置**問合せ先：福井労働局助成金センター**

被災により助成金の申請が困難な場合は申請期限が猶予されます。また、地震の発生前から開始していた訓練について、被災により訓練の修了が困難となっても、助成できる場合があります。

●労働者の皆さまへ**雇用保険の基本手当の特例措置****問合せ先：住所を管轄するハローワーク**

能登半島地震が激甚災害に指定されたことに伴い、

- ① ハローワークに来所出来ない場合は、「失業の認定日の変更」ができます。
- ② 他のハローワークでも雇用保険の手続きができます。
- ③ 「災害時における雇用保険の特例措置」があります。
- ④ 当該被災地域に居住している方であって、災害発生前から離職している方は、雇用保険求職者給付の給付制限が短縮されます。

**労災保険請求****問合せ先：福井労働局労災補償課、所轄の労働基準監督署**

「労災保険」による給付（治療や投薬、休業補償など）の請求にあたって、事業主や医療機関の証明を受けるのが困難な場合には証明が受けられなくても請求書を受け付けております。

アフターケア受診**問合せ先：福井労働局労災補償課**

アフターケア手帳（健康管理手帳）をお持ちの方が、手帳を実施医療機関に提示できなくても、氏名等をお伝えいただければ、アフターケアを受診することができます。

義肢等補装具の修理・購入費用の支給**問合せ先：福井労働局労災補償課**

社会復帰促進等事業により支給された義肢等補装具等を使用されている方で、義肢等補装具が、き損・亡失・修理不能となった場合には、修理費用又は購入費用を支給することができます。

●労働者及び事業主の皆さまへ（共通）**未払賃金立替払制度****問合せ先：所轄の労働基準監督署**

お勤めになっていた企業（中小企業に限ります。）が、災害によって被害を受けたことなどにより、倒産状態に至った場合に、国が企業に代わって、未払賃金額の一部を立替払する制度が利用できます。

●Q&A**令和6年能登半島地震に関する時間外・休日労働（労働基準法第33条第1項関係）のQ&A**

災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合は、36協定で定める延長時間とは別に、時間外・休日労働を行わせることができます（労働基準法第33条第1項）。

福井労働局ホームページでは、上記Q&Aのほか、制度のポイント・手続き方法・許可基準をご案内しています。また、最寄りの労働基準監督署に相談できます。

（福井労働局HP）

**令和6年能登半島地震における雇用保険の特例措置に係るQ&A**

能登半島地震が激甚災害に指定されたことに伴う、雇用保険の特例措置について掲載しています。詳しくは最寄りのハローワークにご相談ください。

